

「森林吸収量報告・検証体制緊急整備事業」について

地球温暖化防止に向けた標記事業(林野庁所管の3事業を統括したもの)の全体検討会が7月初旬、東京四谷の主婦会館で開催され、年度計画の討議等を経て正式にスタートしました。森林総研は当事業を各都道府県とともに受託し、事業の統括的实施・運営を行うこととなりました。具体的には、3事業を全体検討会で統括し、5つの分科会を設け、各分科会においては、林野庁、森林総研、及び再委託機関が密接な連携協力の下に活動し、森林総研が分科会の代表として事業を主導することとなりました。

全体検討会では、3月以降積み重ねてきた事前の分科会の成果を持ち寄り、今後の活動内容、計画等の情報の共有化や理解の統一を図るとともに、温暖化防止という地球規模の、また我々の子孫の生存に関わる国民的な課題を担った当事業の重要性と意義を確認しました。

我が国は地球温暖化対策推進大綱を定め、気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP7)で上限が定められた1,300万炭素トン(1990年の排出量の約3.9%に該当)の森林による吸収量の増加を実現しようとしています。そのためには、1990年以降に森林経営等が行われた森林及びその吸収量について、国が透明かつ科学的検証が可能な手法で算定・報告し、条約事務局の審査を受ける必要がありますが、現状では、(1)吸収量算定の基礎となる森林資源データの統計的精度が明らかでなく、データの管理も一元的でないこと、(2)育成林、保安林における施業・管理に関する情報が不十分であること、(3)吸収量算定に必要な森林土壌の炭素変化量のデータ等が不足していることから、このままでは、吸収量の算定・報告等に適切に対応できない状況となっています。

このため、2006年までにこれらの問題を解消し、2007年の条約事務局の審査に向けて、我が国の森林吸収量の報告・検証体制を緊急に確立する必要があり、(1)森林吸収源データ緊急整備事業(林野庁計画課対応):精度の明らかな森林資源データの国による一元管理システムの構築、(2)森林吸収源としての保安林管理情報緊急整備事業(林野庁治山課対応):保安林の管理行為の立証手法の確立、(3)森林吸収源計測・活用体制整備強化事業(林野庁研究普及課対応):森林経営等の把握及び炭素吸収量算定手法の確立、以上の3事業を緊急実施することとなりました。

